カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号))に基づき、生物多様性影響が生ずるおそれがないものとして環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程を承認した遺伝子組換え生ワクチンは以下のとおりです。

カルタヘナ法に基づ〈第一種使用規程が承認された遺伝子組換え生ワクチン(最新承認) (平成28年9月23日現在)

生物名	名称及び承認取得者	第一種使用等の 主な内容	パブリックコ メント回答 掲載日	承認日
ヘルペス	伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来	運搬及び保管	2016.9.23	2016年9月23日
ウイルス	VP2 蛋白発現遺伝子導入七面鳥ヘルペ	医薬品、医療機器等の品		
	スウイルス vHVT013-69 株	質、有効性及び安全性の確	(回答はこ	
	(IBDV <i>VP2,Meleagrid herpesvirus 1</i>)	保等に関する法律(以下	ちらから)	
	【メリアル・ジャパン株式会社】	「医薬品医療機器等法」とい		
		う。)に基づく治験画届出		
		書、治験実施計画書及び製		
		造販売承認申請書に従った		
		使用		
		接種 廃棄物の処理及		
		び清掃に関する法律に基づ		
		〈感染性産業廃棄物の処理		
		基準に従った接種後の器具		
		及び使用残さの廃棄等		

参考1:承認した遺伝子組換え生ワクチンに係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報 (http://www.biodic.go.jp/bch/bch_3.html)から検索できます。